

別表（第6条関係）

霊園施設基準

- 1 墓所に設ける墓標のうち、墓石に類するものの高さは、境界ブロック頂点から1.8メートルを超えないものとする。
- 2 墓所に設ける墓標等の台石は、境界ブロックから10センチメートル以上内側に設置するものとする。
- 3 墓所内の囲障、石積（盛土）、植樹等は、境界ブロックの内側で、その高さは境界ブロック頂点から50センチメートル以内とし、隣地又は通路に出ないようにし植樹は整形するものとする。
- 4 境界ブロックは、いかなる理由があっても取り外したり移動したりしてはならない。

（ 平 面 図 ）



